平成２９年（フ）第１０２１号
横浜市港北区新横浜１丁目26番地10　ミラベル新横浜201号
債務者　清水　　賢（旧姓五十貝）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８９号
東京都東久留米市神宝町１丁目８番８号
債務者　松井　孝久
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４４号
静岡県藤枝市五十海２丁目９番５号、旧住所静岡県藤枝市水守１丁目５番地の15
債務者　芝田　智保
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１９号
横浜市緑区寺山町500番地38
債務者　勝俣　　香
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２０号
横浜市緑区鴨居町2618番地４　（株）竜南土木工業内
債務者　落合　　章
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２５号
東京都小平市花小金井２丁目20番25―203号
債務者　和田麻衣子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０２９号
神奈川県藤沢市天神町３丁目12番地の16　グレイス湘南102号室
債務者　小林　友斗
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７４号
大阪府吹田市泉町１丁目８番10号
債務者　下山　修司
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８０号
大阪市西成区南津守３丁目１番77―202号
債務者　甲斐　文雄
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東2471番地１
債務者　田中やすよ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第１３９号
岡山市南区浦安南町146番地２
債務者　山根　一德
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
岡山市中区桜橋３丁目３番１号　コーポさくら２―203
債務者　三町　茂樹
1　決定年月日時　平成29年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６５１号
東京都町田市本町田2577番地　公社住宅ホ20―503
債務者　武田　　仁
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８７号
東京都青梅市梅郷１丁目76番地の１リバーサイド多摩202
債務者　五十嵐明子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２３号
東京都八王子市元八王子町２丁目3363番地２
債務者　太田有羽子（旧氏名山本有子）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部